



令和6年(確定値)及び令和7年(3月末)の労働災害発生状況

号別	業種別	年別 災害別	秋田労働局(県内)		秋田署管内		秋田労働局(県内)						秋田署管内					
			令和6年		令和6年		令和6年		令和7年		前年増減		令和6年		令和7年		前年増減	
			(確定値)		(確定値)		1月~3月		1月~3月				1月~3月		1月~3月			
			死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	件数	百分率	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	件数	百分率
	全業種合計		9	1,496	3	475	2	335	4	277	-58	-17.3%	1	98	3	95	-3	-3.1%
	うち新型コロナウイルスを除く		9	1,064	3	399	2	231	4	248	17	7.4%	1	87	3	87	0	0.0%
	うち新型コロナウイルスによる			432		76		104		29	-75	-72.1%		11		8	-3	-27.3%
1	製造業		2	191		59		42		41	-1	-2.4%		14		10	-4	-28.6%
2	鉱業(鉱安法適用を除く)			5							0	#DIV/0!					0	#DIV/0!
3	建設業		6	180	3	60	2	31	3	44	13	41.9%	1	8	3	19	11	137.5%
	土木工事業		2	54	1	9		11	3	19	8	72.7%			3	5	5	#DIV/0!
	建築工事業		4	93	2	40	2	16		16	0	0.0%	1	7		7	0	0.0%
	鉄骨・鉄筋家屋建築		1	18	1	5	1	4		5	1	25.0%	1	3		3	0	0.0%
	木造家屋建築		1	46		13		6		5	-1	-16.7%				1	1	#DIV/0!
	その他の建設業			33		11		4		9	5	125.0%		1		7	6	600.0%
4	運輸交通業			93		54		20		22	2	10.0%		15		10	-5	-33.3%
5	貨物取扱業			1		1		1		1	0	0.0%		1		1	0	0.0%
6-2	林業			31		6		6		5	-1	-16.7%		1			-1	-100.0%
8	商業			204		92		43	1	55	12	27.9%		18		17	-1	-5.6%
13	保健衛生業			589		126		139		59	-80	-57.6%		24		21	-3	-12.5%
14	接客娯楽業			62		27		21		13	-8	-38.1%		7		5	-2	-28.6%
15	清掃・と畜業			40		17		12		18	6	50.0%		4		6	2	50.0%
	上記以外の事業		1	100		33		20		19	-1	-5.0%		6		6	0	0.0%

労働災害発生件数

令和6年の秋田署管内における休業4日以上(新型コロナウイルス感染症を除く。)の労働災害による死傷者数は399件(確定値)となり、令和5年の464件(確定値)と比べて65件減少しました。また、死亡災害は3件となり、令和5年の6件と比べて3件減少しました。建設業を見ると、令和6年の死傷者数は60件(確定値)となり、令和5年の71件(確定値)と比べて11件増加しました。また、死亡災害は3件となり、令和5年の2件と比べて1件増加しました。

事故の型別

令和6年の秋田署管内の労働災害を事故の型別で見ると、転倒災害が123件と最も多く、全体の約3割を占めています。転倒災害は年々増加傾向にあり、特に12月から2月までの冬季において積雪や凍結した路面で転倒する災害が多く発生しています。労働者の中でも高齢層での発生割合が高く、職場に復帰するまでの休業期間が長期化する傾向にあります。建設業を事故の型別で見ると、死傷者数60件中「墜落・転落」災害が23件と最も多く、次いで「激突」、「はさまれ・巻き込まれ」、「切れ・こすれ」災害が各6件と続きました。



災害防止対策

「転倒」災害を防止するためには、設備的な対策(ハード対策)に加え、加齢に伴う身体機能の低下に対する対策(ソフト対策)を講じる必要があります。また、職場の危険を可視化(見える化)し、みんなで危険情報を共有することも重要です。「墜落・転落」災害を防止するためには、高さ2mを超える箇所において作業する場合には、桟組足場の設置を基本とし、桟組足場の設置が困難場合には作業者に墜落制止用器具を確実に使用させることが必要です。また、移動はしごを使用する場合には、移動はしごの上部を躯体に固定し転位を防止するなどの基本的な対策の徹底をお願いします。

令和8年(2026年)1月1日以降着工の工事から、一部の工作物の石綿事前調査には資格取得が必要になります！既に建築物石綿含有建材調査者の資格を取得している方でも、新たに工作物石綿事前調査者の資格取得が必要になる場合があります。

◆◇ 工作物とは？ ◇◆ 「工作物」とは、建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されたものをいい、例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、**建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蓄設備、発電設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等**があります。

◆◇ 事前調査とは？ ◇◆ 事業者は、建築物、工作物又は鋼製の船舶の解体又は改修(封じ込め又は囲い込みを含む。)の作業を行うときは、石綿による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物、工作物又は船舶(それぞれ解体等の作業に係る部分に限る。)について、石綿等の使用の有無を調査しなければなりません(石綿則第3条)。

◆事前調査には資格が必要です◆

令和8年1月1日以降着工の工事から、工作物の解体等の作業を行うときは、資格者による事前調査を行う必要があります。（令和8年1月1日以前に着工する工事についても、資格者による事前調査を行うことが望ましいです。）

〔対象工作物及び事前調査の資格〕

区 分	対象工作物	事前調査の資格(下記のいずれか)
特定工作物 石綿障害予防規則第4条の2第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物(令和2年厚生労働省告示第278号、一部改正令和5年厚生労働省告示第89号)	① 反応槽 ② 加熱炉 ③ ボイラー及び压力容器 ④ 配管設備(建築物における給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。) ⑤ 焼却設備 ⑥ 貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く。) ⑦ 発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。) ⑧ 変電設備 ⑨ 配電設備 ⑩ 送電設備(ケーブルを含む。)	○工作物石綿事前調査者
	⑪ 煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。) ⑫ トンネルの天井板 ⑬ プラットホームの上家 ⑭ 遮音壁 ⑮ 軽量盛土保護パネル ⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物であるものを除く。)	○工作物石綿事前調査者 ○一般建築物石綿含有建材調査者 ○特定建築物石綿含有建材調査者 ○令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
特定工作物以外の工作物	上記(①～⑰)以外の工作物 (※)塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。	

令和8年(2026年)1月1日以降着工の工事から、
一部の工作物の石綿事前調査には

資格取得が必要になります!

対象工事を行う方は、
工作物石綿事前調査者講習を受講して、
資格の取得をお願いします。

こんな工事も
有資格者による調査の
対象になります!

- プラント等の配管のメンテナンス工事
- 電気設備(発電設備・配電設備・変電設備・送電設備)の
改修工事
- ボイラー・压力容器の部品交換工事 など

※詳細は裏面をご覧ください。



既に建築物石綿含有建材調査者の資格を
取得している方でも、別途
新たに工作物石綿事前調査者の資格取得
が必要になる場合があります。
詳細は裏面をご覧ください。

例えば、以下のような工作物が対象となります。



有資格者による調査をせず工事を行うことは**法令違反**です!

また、石綿が飛散し発注者、作業従事者、周辺住民の方に健康被害が発生する
おそれがあります。

事前調査に資格が必要な工作物は以下のとおりです
いますぐご確認ください

※アスベストの使用が禁止された後に改修の工事に着手した工作物など、資格が不要なケースもあります。

既存の下記工作物の工事を行いますか?

- ☐ 反応槽
- ☐ 加熱炉
- ☐ ボイラー及び压力容器
- ☐ 配管設備^{※1}
- ☐ 焼却設備
- ☐ 貯蔵設備^{※2}
- ☐ 発電設備^{※3}
- ☐ 変電設備
- ☐ 配電設備
- ☐ 送電設備^{※4}

いいえ

はい

既存の下記工作物の工事を行いますか?

- ☐ 煙突^{※5}
- ☐ トンネルの天井板
- ☐ プラットホームの上家
- ☐ 遮音壁
- ☐ 軽量盛土保護パネル
- ☐ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- ☐ 観光用エレベーターの昇降路の囲い^{※6}
- ☐ その他の工作物で塗料の剥離、モルタル、コンクリート補修剤
(シーリング材、パテ、接着剤等)の除去等の作業

はい

いいえ

工作物石綿事前
調査者資格が
必要

建築物石綿含有建材調査者の
資格をもっている方も、別途、
工作物石綿事前調査者の資格
を取得する必要があります。

・工作物石綿事前調査者
・一般 / 特定建築物石綿含有建材調査者
・令和5年9月までに日本アスベスト調査
診断協会に登録された者
の**いずれかの資格が必要**

工作物石綿事前
調査者資格は
不要

上記工作物のほか、建築物の事前調査を行う場合は、建築物石綿含有建材調査者の資格が必要です。

※1 建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。

※2 穀物を貯蔵するための設備を除く。

※3 太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。

※4 ケーブルを含む。

※5 建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。

※6 建築物であるものを除く。

工作物石綿事前調査者講習、建築物石綿含有建材調査者講習は、
登録講習機関で受講できます!

各地の登録講習機関の情報は、石綿総合情報ポータルサイトよりご覧ください。

<https://www.khvta.mhlw.go.jp/course/>